

山梨県公報

第千三百四十一号

平成十四年

十二月五日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定……………六三九

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………六三九

建築基準法に基づく道路位置指定……………六三九

土地改良事業施行の同意……………六四〇

公告

県政功績者……………六四〇

山梨県林業改良指導員資格試験の実施……………六四一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六四一

公安委員会

遊技機の型式の検定……………六四二

正誤

平成十四年十月三十一日付け第千三百三十二号中……………六四三

告示

山梨県告示第四百九十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨峡東病院	東八代郡石和町市部八〇九番一

二 認定期間

平成十四年十一月二十日から平成十七年十一月十九日まで

山梨県告示第四百九十二号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天野 建

一 河川の名称 富士川水系 押出川

二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

三 河川管理施設の位置 西八代郡三珠町大字大塚字道林千四百七十三番地内一地先から西八代郡三珠町大字大塚字道林千四百四十五番地一地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 三珠町長 水上末雄

2 住所 西八代郡三珠町上野二千七百十四番地二

五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩からブロック積みの基礎までの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十四年十二月五日から道路を廃止し、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第四百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天野 建

一 道路の位置

北都留郡上野原町上野原字山風呂五〇七五番一、五〇七六番一、五〇七七番一、五〇七八番一、五〇七八番四及び五〇八〇番一

- 二 道路の幅員
- 四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
- 一〇四・二三メートル

山梨県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年十一月二十七日に土地改良事業（菱山田草川地区区画整理事業）の施行について同意した。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天野 建

公 告

県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成十四年度県政功績者は、次のとおりである。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天野 建

個人

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	大村 智	斐崎市神山町鍋山千八百四十三番地
特別感謝状	小佐野 英子 白旗 史朗 遠山 正瑛	東京都世田谷区野毛三丁目九番一号 東京都新宿区舟町二番地 昇聖荘五〇三号 鳥取県鳥取市中町四十一番地
地方自治	落合 幹彦 奈良 明彦 赤澤 康裕 芦澤 裕治 石橋 邦雄 入倉 長俊 奥脇 明俊 小澤 恒春	東八代郡境川村石橋二千二十番地の一 北都留郡上野原町上野原三千二百一十一番地 都留市四日市場二百二十二番地 西八代郡六郷町落居六千二百六十番地 中巨摩郡敷島町吉沢三千四百五十六番地 中巨摩郡甲西町戸田六十六番地三 富士吉田市旭二丁目九番二十五号 東八代郡中道町上曾根二千三百三十三番地

産 業

教育文化

社会福祉

保健衛生

小坂本辰義	中巨摩郡玉穂町中楯千三百十八番地
坂本辰夫	北巨摩郡高根町箕輪二千六百二十一番地
清水美敬	北巨摩郡明野村浅尾二千四十五番地
高野康行	東八代郡御坂町下黒駒七十五番地
中島哲行	中巨摩郡八田村六科千三百八十五番地
森本雄哲	中巨摩郡芦安村芦倉三百七十四番地
青柳好夫	甲府市屋形一丁目四番十五号
齊藤等夫	南巨摩郡増穂町長澤八百七十九番地
長澤眞等	南巨摩郡増穂町天神中條九百二十三番地の一
相澤眞三	西八代郡市川大門町高田二千六百七十五番地一
新崎和忠	甲府市城東一丁目十一番十九号
矢崎泰	甲府市金竹町二番七号
飯光榮	富士吉田市松山三丁目四番十四号
大木政	甲府市東光寺一丁目十一番五号
小澤政	東八代郡中道町下曾根二百三十九番地
後藤美彦	中巨摩郡敷島町中下条千二百七十八番地
武田光	南都留郡忍野村内野四百六十二番地
平川健一	甲府市幸町十八番十二号
輿石旭	甲府市青沼三丁目十八番五号
小石登之	東山梨郡勝沼町等々力千六百四十七番地
輿石敏之	富士吉田市竜ヶ丘二丁目三番十六号
小田常雄	東八代郡石和町川中島百二番地
深沢泰作	西八代郡三珠町大塚四千八百八十七番地
塩沢敏夫	南巨摩郡増穂町小室七百八十三番地
飯室淳哉	甲府市幸町十二番七号
高野辰雄	東山梨郡勝沼町勝沼八百十八番地の一
飯室淳哉	北巨摩郡双葉町葛蒲澤六百二十番地
清雲元夫	塩山市藤木二千四百三十八番地
田澤元	甲府市山宮町二千八百番地の七十六
中澤元	甲府市元紺屋町百八番地の三
深澤弘毅	甲府市大里町二千九百九十番地の三十九
井出弘毅	東八代郡一宮町一ノ宮千六十五番地の二
加賀全	甲府市羽黒町千二百八十一番地
川口栄一	甲府市伊勢二丁目二番三号
村松昭	甲府市中央三丁目五番九号
今村昭	甲府市湯田二丁目二番二十号
岩下辰昭	甲府市丸の内一丁目十三番七号
齊藤昭	甲府市上石田一丁目五番五号
廣瀬昭	神奈川県横浜市鶴見区矢向三丁目十番二十六号
廣瀬昭	甲府市富士見一丁目二十番三号
松野昭	中巨摩郡竜王町富竹新田千七百七十九番地
松野昭	甲府市羽黒町千八百八番地

山角博
東京都千代田区二番町一番地 番町ハイム二〇六号

団体

功績分野	団体名	住 所
保健衛生	社団法人呆け老人をかかえる家族の会山梨県支部(あした葉の会)	甲府市青沼三丁目十四番十二号
環 境	環境に関する企業連絡協議会	甲府市青沼一丁目十二番十三号 東日本電信電話(株)山梨支店内

山梨県林業改良指導員資格試験の実施

山梨県林業改良指導員資格試験条例(昭和六十年山梨県条例第十九号)第二条の規定により、平成十四年度山梨県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天 野 建

一 試験期日

平成十五年二月五日及び同月六日

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館六〇一会議室

三 試験方法

1 筆記試験

(一) 必須項目 林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識)及び普及方法

(二) 選択項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち一項目

2 口述試験

四 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験申込書
- (二) 履歴書

(三) 次のイから八までに掲げる受験者の区分に応じ、それぞれイから八までに定める書類

イ 山梨県林業改良指導員資格試験条例(以下「条例」という。)第三条第一項第一号に該当する者 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書

ロ 条例第三条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書及び職務従事期間証明書

ハ 条例第三条第一項第五号に該当する者 受験資格認定書

2 受験手数料 三千元(受験申込書に三千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。)

受験手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

五 受験申込書受付期間
平成十四年十二月二十日(金)から平成十五年一月二十日(月)まで(山梨県の休日を含め、平成十五年一月二十日までの消印のあるものは有効とする。)

六 受験申込書提出先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部林業振興課

七 その他
1 詳細については、山梨県森林環境部林業振興課(電話〇五五 二三七 一一一 内線六二二五)に問い合わせること。

2 郵便による照会等をする場合には、返信用切手を同封すること。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十二月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 中巨摩郡若草町十日市場字西村前七四〇の一、七四〇の二、七四〇の三、七四〇の四、七四〇の五、七四〇の六、七四〇の七、七四〇の八、七四〇の九、七四〇の一〇、七四七の一、七四七の二、七四七の三、七四八の一、七四八の二、七四九の一、七四九の二、七四九の三、七四九の四、七四九の五、七四九の六、七四九の七、七四九の八、七四九の九、七四九の一〇、七四九の一、七四九の二、七四九の三、七四九の四、七四九の五、七四九の六、七四九の七、七四九の八、七四九の九、七四九の一〇、七五五の一、七五五の二、七五五の三、七五五の四、七五五の五、七五五の六、七五五の七、七五五の八及び

び七五五の九
二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
次の図のとおり	
道路 水路 公園 ごみ置場	

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び若草町役場に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区新宿三丁目三十六番六号 中央都市建設株式会社 代表取締役 藤澤 進

公安委員会

遊技機の型式の検定
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。
なお、検定の有効期間は、平成十七年十二月四日までとする。
平成十四年十二月五日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一号	遊技機の種類及び区分 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	型式名 C R新海物語M2	製造者又は輸入者名 株式会社三洋物産	検定番号 二〇〇七五七
--	---	------------------	-----------------------	----------------

株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆書 東京都千代田区東神田二丁目五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五）	ヒノクニ 30	株式会社アリストクライトテ	二四〇七二二
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五）	ホットエ リア	山佐株式会社	二四〇二九二
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRイン ディアン 嘘つか ないMB	株式会社ニューギン	二〇〇七六六
株式会社タイヨー 代表取締役 久木文男 東京都品川区東五反田一丁目六番三号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五）	ハローサ ンタ	株式会社タイヨー	二四〇七〇六
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRもの のけやし きXX	株式会社ミスホ	二〇〇六九二
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRパワ ーボール やんSX	株式会社ミズホ	二〇〇七四八
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市中千種区鶴舞二丁目二番一―八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR笑ウ せえるす まん2J	奥村遊機株式会社	二〇〇七四六
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市中千種区鶴舞二丁目二番一―八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR戦国 喧嘩凧 J	奥村遊機株式会社	二〇〇七〇三

正 誤

<p>平成十四年十月三十一日掲載の開発行為に関する工事の完了についての公告中</p>	ページ	行	誤	正
	同	同	同	同
	五八八	上	一	一
	同	同	一	一
	同	同	一	一
<p>タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中川区見寄町一 二五番地</p>	<p>京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号</p>	<p>京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号</p>	<p>奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中川区鶴舞二 丁目二番一八号</p>	<p>奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中川区鶴舞二 丁目二番一八号</p>
<p>機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)</p>	<p>機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)</p>	<p>機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)</p>	<p>機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)</p>	<p>機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)</p>
<p>CRマツ ンキヤリ ンチャー</p>	<p>CR華王 V1</p>	<p>CR華王 XCR</p>	<p>CR戦国 喧嘩風M</p>	<p>CR戦国 喧嘩風M</p>
<p>タイヨー エレクトク 株式会社</p>	<p>京楽産業 株式会社</p>	<p>京楽産業 株式会社</p>	<p>奥村遊機 株式会社</p>	<p>奥村遊機 株式会社</p>
<p>二〇〇七三</p>	<p>二〇〇七五六</p>	<p>二〇〇七三六</p>	<p>二〇〇七二〇</p>	<p>二〇〇七二〇</p>

同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同

三 同 同 同 二 一 同
から
二

五八の三二
五八の三一
五八の三〇
五八の二九
五八の二八
五八の二七
五八の二六
五八の二五
五八の二四
五八の二三
五八の二二
五八の二一
五八の二〇

五五八の二〇
五五八の二七
五五八の二八
五五八の二九
五五八の三〇
五五八の三一
五五八の三二

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番